

令和2年長審第22号

裁 決

遊漁船A灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月29日06時15分

片島水道

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 4.9トン

登録長 9.47メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、舵輪後方に操縦席、左舷側にレーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷側壁に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、左舷中央部から後部の側壁に沿って4人掛けの長椅子を設けた最大とう載人員旅客9人及び船員1人のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和元年12月29日05時15分長崎県大村港を発し、同県相ノ島東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、昼夜を問わず片島水道の航行経験が豊富で、平素から片島水道中ノ瀬東灯浮標（以下「片島灯浮標」という。）をGPSプロッターに表示させるとともに、目視及びレーダーでも同灯浮標を確認しており、その存在を認識していた。

a受審人は、6海里レンジでノースアップ表示としたGPSプロッター及び750メートルレンジでコースアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、釣り客3人が長椅子に腰を掛けている中、自らは操縦席に腰を掛けて操船に当たり、大村湾を北上した後、針尾瀬戸を経由して長崎県佐世保港を西行した。

a受審人は、長崎県高後埼に並ぶ前頃、右舷船首方に進路を左右に変えながら航行する船舶の白1灯を視認し、同船に注意を払いながら西行を続け、06時10分僅か前面高白瀬灯台から078度（真方位、以下同じ。）2.17海里の地点で、針路を241度に定め、機関を回転数毎分2,500に掛け、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針して間もなく、右舷船首方の船舶が面高白瀬灯台方向に向かって航行し始め、同航船となったものの、同船が不審な動

きをしていたことから、更に注意を払いながら続航し、06時14分面高白瀬灯台から100度1,820メートルの地点に達したとき、片島灯浮標が正船首620メートルのところに存在し、その後同灯浮標に向首接近する状況であったが、依然として、右舷船首方の同航船の動きに気を奪われ、目視によって片島灯浮標の灯光との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かないまま進行した。

こうして、Aは、06時15分面高白瀬灯台から117度1,390メートルの地点において、原針路及び原速力で、片島灯浮標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、船首部に圧壊を生じたものの、のち修理され、片島灯浮標は、櫓支柱に曲損等を生じ、のち仮修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、夜間、片島水道において、釣り場に向かって航行する際、船位の確認が不十分で、片島灯浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、片島水道において、釣り場に向かって航行する場合、片島灯浮標の存在を承知していたのだから、目視によって同灯浮標の灯光との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、右舷船首方の同航船の動きに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、片島灯浮標に向首する状況に気付かずに進行して衝突を招き、船体及び同灯浮標それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 23 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正